

〈シンポジウム〉

人間の尊厳という価値の実在性

——センセンによる人間の尊厳概念の理解をめぐる

蔵田 伸雄

基本的人権の根拠となる「人間の尊厳」という価値は、各人格に内在する普遍的で、不可侵の価値だと考えられている。そしてカントはこのような現代的な「人間の尊厳」の価値を主張したと一般に考えられている。カント倫理学では内的な「絶対的価値」(IV.428)である「人間の尊厳」という価値は規範的な価値であり、「自他の人格を目的自体として－尊厳ある存在として－尊重せよ」という規範(あるいは命令)の根拠となると考えられていることが多い。そして「人間の尊厳」という価値は、快楽の価値のような自然的価値ではないと考えられている。そうであれば、「人間の尊厳」という価値はムーアが善を非自然的価値だと考えたのと同様に、何らかの形で〈実在する〉非自然的価値だということになる。

しかしそのような非自然的な価値の実在を哲学的に「証明」することは容易なことではない。また何らかの知的直観によって自他の「人格の尊厳」の価値を認識することが人間に可能であり、そのような認識に基づいて道徳的行為の動機付けが生じるという形で道徳的行為を説明しようとしても、カントが「知的直観」を認めない以上、カント哲学の内部で人間の尊厳という非自然的価値を認識する能力が人間にあると考えることも困難である。そのため他者の内なる尊厳という価値の認識によって、他者の尊厳を損なわないような行為をせよ、という規範が成立すると説明することも難しい。

カント解釈の文脈においても、カント自身のテキストの内部でカントが「人間の尊厳」という価値の存在を想定していたという解釈に対しては、オリヴァー・センセン(O.Sensen)による批判がある。センセンはその著書 *Kant on Human Dignity* (2011) 等で定言命法第二方式(目的自体の方式)を「他者を尊重すべし」と命じるものとして理解し、カント倫理学の中では尊厳という概念は何らかの内面的価値を意味するものではなく、関係的な概念を意味するものであり、カントは「人間の尊厳」という「普遍的な価値」については考えていなかったとする。つまりセンセンによれば、カントは価値実在論者(価値の非自然的・実在論者)ではなく、カントは尊厳という非自然的な価値があらかじめ実在するとは考えていなかった。そして他者の尊厳の価値は「他者を尊重せよ」という定言命法第二方式、あるいはそのような道徳法によって言わば「生み出される」ことになる。確かにこのようなカント解釈には説得力がある。定言命法の第二方式は「他者(の内なる人間性)を尊重せよ」という規範に従うことを命じているとする解釈は、カント倫理学を「義務論 deontology」として理解するものである。こうして「人間の尊厳」という非自然的「価値」を想定しなくても、「目的自体としての他者を尊重すべし」という規範は守られ、「人間の尊厳」を守るような行為が命じられるということになる。本稿ではこのようなセンセンの主張を紹介し、それについて批判的に検討することを通じて「人間の尊厳」という概念の意味を明らかにしてみたい。

1. 人間の尊厳概念 一般的な理解とカント的理解のずれ

かつては輝ける理念であった「人間の尊厳」概念も時代遅れの「近代」の遺物とされがちである。人間の行動についての心理学的・社会心理学的・進化生物学的・行動科学的な知見が蓄積されるにつれて、理性的存在者としての人間という人間観に疑問が示され、それとともに「人間の尊厳」という理念の説得力は弱まりつつあるように思われる。またポストモダニズムの風潮の中では、ニヒリズムと相対主義によって「人間の尊厳」という価値の实在性が疑われがちである。またナチス政権によるホロコーストを始めとした、「人間の尊厳」といった理想が霞む残酷な歴史的事実を省みるなら、「人間の尊厳」という価値を尊重せよ」という規範に対する無力感が漂うのも無理のないことであろう。

また生命倫理・応用倫理に関する議論では「人間の尊厳」という語は頻繁に用いられるが、この概念を絶対視しない方がよい、という見解もある。生命倫理に関する議論の中では、「人間の尊厳」に訴えるアプローチよりも、幸福・快樂・福祉・選好の充足を基準とする功利主義的・帰結主義的倫理学の方が有効だというのである。またビルンバッハも言うとおおり、「人間の尊厳」という語がある種の切り札として用いられることによって、生命倫理に関する真摯な議論が止められてしまうことがある¹。また生命倫理に関する議論では、「人間の尊厳」という概念はヒトという存在のどこまでをカバーするのか、ということも議論の対象とされてきた。胎児には「人間の尊厳」はあるのか。脳死状態の人は「尊厳」を持つのか。遷延性植物状態の人は「尊厳」を失っているのだろうか。さらに屍体に「尊厳」はあるのか。そして「人間の尊厳」という概念は、人の胚の価値までもカバーするような概念なのか²。ビルンバッハが言うように、「人間の尊厳」という価値は人の胚に対しても用いられるとするならば、それは尊厳概念のインフレではないだろうか。

このような問題とともに生じるのは、カント倫理学をメタ倫理学、特に道徳存在論の文脈でどのように理解すればよいのか、という問題である。メタ倫理学における道徳存在論(特に道徳的価値の存在論)の議論では、道徳的価値(特に非自然的な道徳的価値)の实在性を疑う非・实在論/表出主義の影響力が強い(例えば Blackburn や A.Gibbard)。近年のカント倫理学研究はこのようなメタ倫理学の動向を踏まえている。ここからカント倫理学を「カント的構成主義 constructivism」として捉えるのか、それとも道徳实在論として理解するのかという問題が生じる³。非实在論(あるいは表出主義)的な立場が強い影響力を持つ現代メタ倫理学の文脈では、「(人間の)尊厳」という価値は何らかの形で実在するのかという哲学的な懐疑が生じる。あるいは「人間の尊厳」という価値が実在するとしたら、それはどのような形でなのか、という問題も生じる。「尊厳」という価値は非自然的な価値だと考えられることが多いが、自然主義的・科学的世界観の中でそのような非自然主義的な価値の存在について説明することは容易なことではない。そもそも科学的世界観、さらに近年の脳科学や行動科学、遺伝子科学の進展による人間観の変化とこのよ

1 Birnbacher 1996など。

2 こういった問題については蔵田2002、蔵田2003、蔵田2004、Kurata2015、蔵田2018等で論じた。

3 カントを(カント的)構成主義として理解するのか、それとも实在論として理解するのか、といった問題については以下の文献の第2章を参照のこと。Paul Formosa, *Kantian Ethics, Dignity and Perfection*, Cambridge University Press, 2017

うな「尊厳」理解は両立するののかという疑問も生じる。本稿で批判的に検討するセンセンの解釈はこのような論争の文脈の中で捉えることができる。

またここには一般的な「人間の尊厳」概念とカントの尊厳概念との間にはずれがある、という別の問題もある。カントにおける「人間の尊厳」概念は様々な権利の基礎とされ、世界人権宣言等の基礎となっていることは自明視されている。「人間の尊厳」という価値は人のモノ化・商品化・手段化を批判する概念として捉えることもできる。つまり「人間の尊厳」とは〈手段・道具として用いてはならない存在〉の価値として理解されており、このような「人間の尊厳」概念の淵源の一つはカントにあるとされている。カントは「人間の尊厳」とは「市場価値」と区別された「内的絶対的価値」であると考え、個々人をこのような「人間の尊厳」の担い手として捉えたと考えられているからである。

だがカントにとって「人間の尊厳」とは、(基本的人権の根拠となる)個々人の価値ではなく「人間性」の尊厳であり、抽象的・形式的な概念である。さらにこれは『基礎づけ』を丁寧に読み込めばわかることだが、カント倫理学において尊厳概念は「人間の尊厳」である以上に「道徳性」の価値であり、「人間の尊厳」という価値も「道徳的な価値の担い手」としての価値だと考えられている。本稿で検討の対象とする Sensen の尊厳理解はこのような一般的な「人間の尊厳」理解とカント的な「尊厳」概念のずれにもとづくものである⁴。

また人間の「尊厳」という価値が道徳性に基づくのであれば、道徳的に悪である人、道徳的な価値(desert)を認めることができない人には尊厳はないのか、という問題もある。つまり道徳性の欠如した人、例えば凶悪な罪を犯した人には、尊厳を認めなくてよいのか、あるいは権利を認めなくてもよい、ということになるのかという問題が生じる。センセンの尊厳概念の解釈はこのような疑問に答えることも目的としている。

そこで Sensen のカント解釈について検討する前に、カントの尊厳理解について簡単に確認しておきたい。

2.カントの尊厳理解：『基礎づけ』から

以下、カントの『道徳形而上学の基礎づけ』(Grundlegung zur Metaphysik der Sitten: 以下『基礎づけ』と略)を主なテキストとして、カントの「尊厳」理解について簡単に確認しておきたい。ここで『基礎づけ』を基本的なテキストとして用いるのは、『実践理性批判』では「尊厳」という語が用いられていないからであり、また『道徳形而上学』では「尊厳」という語の意味が多少異なるからである⁵。

まずカントにとって「尊厳」の価値は個々人の価値ではなく、「人間性」の価値であり、それは「類」としての人類に備わる価値である。

4 生命倫理・医療倫理に関する多くの議論の中に現れる「カント(主義的)倫理学」はこのような「一般的な」尊厳理解に基づくことが多い。このような生命倫理におけるカント倫理学理解と実際のカント倫理学とのずれについては蔵田2018で論じた。

5 Sensen pp.191-194

さらに「尊厳」という価値は「道徳性」つまり「自律」「普遍的立法を内容とした格率を自らの格率としていること」の価値である。いくつかの表現を引用しておきたい。「自ら与えたものでもある法以外の法には従わない理性的存在者の尊厳(という理念)」(IV .434)「自律とは、人間(とあらゆる理性的自然)の尊厳の根拠である」(IV .436)⁶、「道徳性と、道徳的であることができる限りでの人間性が、唯一尊厳をもつ」(IV .435)「人間性の尊厳はまさに、普遍的に立法しつつ、制約はあっても、それと同時に自らこの立法に従いうることにある」(IV .440)。

これらの引用をもとにカント倫理学の構造をまとめてみる。理性的存在者が「目的自体」であるための条件は道徳性であり、「理性的存在者」である「人間」が「尊厳」を持ち、「目的自体」とみなされるのは、その「道徳性」あるいは意志の「自律」による。「理性的存在者の尊厳」とは「自ら立法した法以外の法には従うことのない〈理性的存在者〉の尊厳」であり、人間は道徳的な意志規定を行う限りで(すなわち自律的な意志の主体、あるいは善意志の主体である限りで)「尊厳」を持つということになる。

さらに『基礎づけ』における価値に関する議論の基本的な構造は下記のようなものである。『基礎づけ』第一章の叙述は「それ以外に無制限に善と認められるものが考えられないもの」としての善意志の記述から始まるが(IV .393)、善意志は義務概念を媒介として自律的な意志として読み替えられ、自律的な意志の主体とは道徳法の立法の主体であるから、善意志の「善さ」の価値は道徳法の立法の主体の価値となる。そして道徳法の立法の主体は人格であり、人格の価値は「目的自体」である「人格の内なる人間性」(IV .429を参照)の価値であり、これが「人間の権利」(IV .423)の価値である「尊厳」となる⁷。

こうして「尊厳」という非-自然的価値を有する「理性的存在者」としての人間が目的自体として存在するということになる(「人間や、あらゆる理性的存在者は一般に目的自体として実在する」(IV .428))。

また「尊厳」という価値は、等価物を許さない価値、つまり市場で等価物との取引の対象とされることを許さないような価値である。つまり「尊厳」という価値は、他のものと交換可能な「モノ-物件 Sache」としての価値を越えた価値である。交換可能なものの価値は「相対的な価値」であるにすぎず、絶対的な価値ではない。一方、尊厳という価値は「絶対的価値」であり、何らかの目的を達成するための手段としての有効性という価値でもない(IV .428)。また「絶対的価値」とはいわば代替不可能で、非-相対的で、手段とされてはならないものの価値である(「目的の国ではすべてのものが価格か尊厳をもつ。価格をもつものはそのかわりに何か他のものを等価物としておくことができる。それに対して、あらゆる価格を越えているもの、したがっていかなる等価物もゆるさないものは、尊厳を有する。」(IV .434 強調蔵田))

またこうも言われる。「普遍的な人間の傾向性と欲求に関わるものは市場価値を持つ。(中略)しかし、そのもとでのみ何かが目的自体でありうる条件をなすものは、単に相対的価値、つまり価格だけをもつのではなく、内的価値、すなわち尊厳をもつ。」(IV .434-5 強調蔵田))

この引用で「何かが目的自体でありうる条件をなすもの」とは「道徳性」のことだと考えられる。

6 下記のような文もある。「単なる自然的存在者すべてに対する[理性的存在者の]尊厳(特権)は、常に自己自身と、同時に他の立法する理性的存在者(そのためにそれは人格とも呼ばれる)の観点から自らの格率を採用しなければならないことによる」(IV .438)

7 このような理解がカント倫理学の基本的な理解だと考えてよい。例えばPavao & Faggion 等。

人間の傾向性と欲求に関わるもの、つまり人間の欲求を満足させるもの、快楽を与えるものは「市場価値」しかもたない。市場価値は価格によって表され、それは相対的な価値、つまり自らの欲求の満足という目的に対する相対的な価値でしかない。

しかしここで先にも述べたような疑問が生じる。人間が道徳的な意志規定を行う限りで(すなわち自律的な意志の主体、あるいは善意志の主体である限りで)「尊厳」を持つのなら、道徳的でない人(「悪人」としよう)には尊厳はなく、「悪人」の権利は尊重しなくてもよい、ということになるのだろうか。以下で見る Sensen の解釈はこのような問いに対する答えを与えようとするものである。

3. センセンのカント解釈

以下ではオリヴァー・センセン(Oliver Sensen)の著作 *Kant on Human Dignity* をもとにセンセンの主張について紹介する。尊厳(Würde)という概念はカント研究史の中で必ずしも重視されてきたわけではなく、「尊厳」概念そのものを対象とした研究は今までもほとんどなかったと言ってよい⁸。それはこの概念の含意が自明なものとされて、研究するに値しないと見なされてきたためであるとも推測できるが、その一方で(特に一般的なカント理解と実際のカントの著述内容とのずれのために)「扱いにくい」概念だと考えられたためでもあると思われる。センセンの著作や彼による一連の研究が画期的だったのは、このような状況のためでもある。センセンの著作の出版以降、この著作に対する言及も少なくとも、センセンの問題提起はそれなりに重要なものとして受け止められているようである⁹。

センセンの主張は多岐にわたるが、センセンの主張は主に以下の三点にまとめられる(Sensen p.188)。

1. カントにとって、「善」Good は「正」Right に依存する
2. 内的価値をもつものは人間性(humanity)ではなく、道徳性である
3. カントは価値を独特な形而上学的性質とは考えていない

1は道徳的な「善」は正、つまり「道徳的な正しさ」(あるいは正義)にもとづくということであり、ロールズの「善に対する正の優先」にもとづくカント理解だと言ってよい。

また3は、道徳的要求の基礎はいかなる「価値」でもなく、当然「尊厳」という価値でもないという主張と結びついている。つまりカント倫理学の構造は「人間の尊厳」という「価値」(形而上学的性質)を認識して、その認識によって動機づけられて行為するというものではない。センセンによれば「人が尊厳を有するからその人が尊重されるべきだ」というのではなく、その人が尊重されるべきだからその人が尊厳を有する」のである(Sensen p.174)。さらにセンセンによれば「価値」

8 例外はHillの論文集だが、本のタイトルにDignityという語はあるものの、尊厳について集中的に論じた論文が収められているわけではない。

9 Allison:p.206, Cholbi:p.121, Formosa,Timmons:p.183, Timmons&Baiausu:p.239など。また日本語文献としては中村などがある。

という語は、他者において尊重されるべきこと、そして無条件的な価値を有するものである「道徳性」を求める努力の中で尊重されるべきことについて述べるために用いられている(Sensen p.176)。センセンによれば、カントにとって最も重要なのは「人間の尊厳」という価値ではなく、「道徳性」あるいは自律(または自己立法)の価値である。そして「尊厳」とは「他のものよりも高いということ」(Erhabenheit)にすぎない。

3-1 尊厳概念の「現代的パラダイム」と「伝統的パラダイム」

センセンはこのような主張をするにあたり、尊厳概念の「伝統的パラダイム traditional paradigm」と「現代的パラダイム cotemporary paradigm」とを区別する。カントの尊厳概念は通常「現代的パラダイム」に含まれるとされることが多く、近年のカント解釈でも尊厳概念は「現代的パラダイム」のもとで理解されることが多い。しかしセンセンはカントの尊厳概念は「伝統的パラダイム」の中で理解されるべきだと主張する。

尊厳の「現代的パラダイム」(Sensen p.147以下)では、人間の中には「人間の尊厳」という独立した内在的価値があると考えられ、われわれが他者を尊重しなければならないのは、他者の内に「人間の尊厳」という価値が内在しているからである。例えば世界人権宣言や、ドイツ基本法第一条も、このような「人間の尊厳」概念の現代的パラダイムの内にある。基本的人権の規範的妥当性はこのような「人間の尊厳」理解にもとづいている。そしてこのような「現代的パラダイム」に基づくカント解釈では、定言命法の「第二方式」や〈他者を目的自体として見なすべき〉という規範は、このような「人間の尊厳」という価値に基づくことになる。

一方、尊厳の「伝統的パラダイム」(Sensen p.152以下)では、尊厳とは〈他のものよりも優れている〉ということの意味しているにすぎない。位の高い人に「尊厳」があると考えられるのは、その人が他の人よりも地位が高い、あるいは道徳的に優れていると考えられているからである。種としての人間が尊厳をもつのは人間が自由であり、理性をもつという点で他の動物・自然物よりも優れているからである。このような「伝統的パラダイム」にもとづくなら、「道徳的」たりえない、あるいは「自律的」たりえない存在よりも人間／理性的存在者は優れているが故に尊厳をもつ、とカントは考えていたと解釈される。

そしてセンセンは、カントの尊厳理解は「伝統的パラダイム」に含まれるものであり、「現代的パラダイム」には含まれないと主張する。そこでまず、「伝統的パラダイム」とはどのようなものかをセンセンの論述にそって紹介する。

3-2 「伝統的パラダイム」の特徴

センセンは尊厳(dignity, Würde, dignitas)の「伝統的パラダイム」について説明するにあたり、キケロ、教皇レオ1世、ピコ・デラ・ミランドラの説に言及している。センセンは伝統的パラダイムの特徴を以下の四つにまとめており、カント倫理学はそのいずれも満たしているとする(pp.162-172)。

1) 尊厳とは価値ではなく地位であり関係である

尊厳という概念は価値ではなく、関係をあらわす概念である。その関係とは「他の人(もの)よりも優位であること、優れていること、崇高であること」という関係である。そしてそ

れは身分が高いことでもあり、道徳的に優れていることでもある。また「人間の尊厳」とは人間が理性と自由意志を持たない〈モノ〉よりもすぐれているということである。このように「尊厳」を価値としてではなく、関係を示す概念として理解するという伝統的パラダイムにもとづくカント理解では、「人間の尊厳」をムーア的な内在的価値として考えることはできない。ムーアは善を直観の対象になると考えたが、センセンは「人間の尊厳」を直観の対象として捉えることができるような価値だとは考えていない。

2) 尊厳という観念の二重性

センセンは尊厳を可能性と実現に対応する形で二重に理解している。可能性としての尊厳をセンセンは原初的尊厳(initial dignity)と呼ぶ。それに対して人が道徳的な存在となる可能性を実現し、「尊厳」の名に値するような道徳的存在であるような場合には、その人には「実現した形の尊厳」があると言うことができる。つまり人が道徳的な存在となり、「原初的尊厳」を伴う道徳的可能性を実現しているときに「実現した形の尊厳」をもつことになる。道徳的に行為していない人・善意志を持たない人でも、「普遍的立法の素質」としての人間性を持つ以上、人は「原初的尊厳」をもつということになる。一方、「実現された形の尊厳」は現実に道徳的に行為していること・善意志の主体であること・実際に自律的な意志規定を行っていることに伴われている¹⁰。

3) 尊厳によって権利が生まれるのではない

人には「尊厳」という価値が内在するから、その人に権利があるのではない。より重要なのは「他者を尊重しなければならない」という義務である。

4) 完成主義(perfectionism)

人には自らの原初的尊厳を実現しなければならないという義務がある。これは自己の道徳的な完成をめざす完成主義的な義務だが、これは自己に対する義務である。(目的論的な)自然によって(キケロ)、あるいは神によって(レオ1世)人間に与えられた可能性を実現することは人間の義務である。

3-3「現代的パラダイム」によるカント解釈

一方、先に述べたような「現代的パラダイム」に基づくカント理解では、個々人に内在する価値から出発することになる。例えばコースガード(Korsgaard)は、目的自体としての人間性、さらに個々人の人格のうちなる人間性の価値を「規範性の源泉」と考えている。またアレン・ウッド(A.Wood)は権威(authority)を、ガイアー(P.Guyer)は自由を、R. ディーン(R.Dean)は善意志を、それぞれこのような内在的価値の根拠として考えている。つまり「人間の尊厳」という価値は、人間が「普遍的自己立法の可能性」「自然必然性から自由な、理性のみによる意志規定の可能性」をもつことのうちにある。「尊厳」がそのような性質の価値であるなら、尊厳という価値は単なる関係

10 筆者も同様に可能性としての価値を「目的自体」(及び人格)の価値として理解し、さらに「尊厳」を現実に道徳的な意志規定を行っている主体(善意志の主体)の価値として論じたことがある(蔵田1999)。

性を示す価値ではなく、何らかの実在する内在的価値だということになる。

しかしセンセンはこういった人格あるいは目的自体に価値があり、その価値に道徳法を基礎づけるという解釈を批判する。これはコースガードに代表されるような、定言命法の第二方式、あるいは目的自体または人間性(humanity)という概念を道徳的価値の源泉とするような読み方(コースガードが *Creating the Kingdom of Ends*、あるいは *Sources of Normativity* 邦訳『義務とアイデンティティの倫理学』で展開したような読み方)に対する批判である。

センセンはカント倫理学の中で重要なのは「自律」であり、価値ではないと考えている。なぜなら、カントにとって価値は感情の対象なので、必然的・普遍的な道徳法の根拠になりえないからである(Sensen p.4)。カントにとって価値は二次的なものにすぎず、一次的なものは道徳法と定言命法である(Sensen p.5)。価値とは道徳法によって命じられていることの表出であるにすぎず、伝統的パラダイムで言われているような、「高く・特別であること」についてのある種の表現にすぎないのである(Sensen p.6)。そしてセンセンは「尊厳という価値は各人の道徳的努力にある」という点を重視する。さらにセンセンは現象としての人間ではなく、「立法された道徳法に従う人間」という人間の観念(idea)、あるいはホモ・ヌーメノンという概念を重視する(Sensen p.128)。

先に述べたように尊厳という価値は「目的自体」である人間性に内在する価値であり、ある種の規範的価値であると考えられることも多い(蔵田1999、蔵田2003等)。しかしセンセンによれば「目的自体」という概念は規範的な概念(尊重されなければならないという規範を意味するもの)ではなく、記述的な概念である(Sensen pp.100-103)。つまり「人間が目的自体である」ということは、「人間が自由である」、「人間は外的な力によって因果的に決定されていない」という形而上学的事実を記述するものであるにすぎず、規範的な意味はもたない(Sensen p.103)。

ここで注意すべきことは、センセンは尊厳という概念は重要ではないとか不要だと言っているのではないということである。センセンは尊厳という価値の存在によって(あるいはそのような価値を直観によって認識することによって)「他者を尊重せよ」という道徳的要求が生まれるのではなく、「尊厳」とは「他者を尊重せよ」という道徳的要求の表出だと考えているのである。言い換えれば他者のうちに尊厳という価値があるから他者を尊重しなければならないのではなく、〈他者を尊重せよ〉という規範に従うからこそ尊厳という価値を他者の内に認めなければならないということなのである。あるいは他者の権利に基づいて他者に対する義務が生じるのではなく、まず他者(とその権利)を尊重する義務があるということになる。ここには「何かに価値があると考えるからそれを尊重するのか、それともその何かを尊重するからそれに価値があると考えられるのか」というある種の「エウチュプロン問題」があると言える。そしてセンセンは定言命法の第二方式の意味は後者(人間性を尊重するからこそ、人間性に尊厳という価値があると見なしうる)だと考えている。マッキーのような言い方をするとすれば、「人間の尊厳」という価値は言わば見出される・発見される(discover)ものではなく、むしろ作る(invent)ものだという事となる。

「人間の尊厳という価値が先か、道徳性が先か」という点では、道徳性が先だというのがセンセンの理解である。またセンセンの解釈は「目的自体」という概念、あるいは定言命法の第二方式を(ダーウォルのように)「二人称的」に、つまり具体的な他者を前にした時の行為の制約原理としてではなく、あくまでも「形式」として理解するというものである(いわば目的自体という概念の「薄い」理解 thin reading である)。このように「人間の尊厳」という概念を形式的に捉えるからこそ、二人称的關係にはない他者に対しても道徳的に行為することが可能になるのである。

センセンのように尊厳を二重に理解し、他者を尊重しなければならないのは、他者に尊厳という価値があるからではなく、他者を尊重することが理性によって命じられる義務であるからだ。考えるなら、尊厳が「道徳性」の価値であるにも拘わらず、必ずしも道徳的とは言えない人にも尊厳を認め、そのような人も目的自体として見なし、権利を認めなければならないのはなぜか、という問題(つまり人の「desert 真価」についての問題)を回避することができる。われわれが悪人の権利も尊重し、悪人も「目的自体」と見なして「単なる手段」として用いてはならないのは、悪人にも「尊厳」という価値があるからではなく、また悪人にも道徳的に行為する可能性(原初的尊厳)があるからでもなく、それは理性と定言命法が命じる「義務」だからである。

以上がセンセンの主張についての筆者なりのまとめである。次にこのようなセンセンの主張の背後にあるメタ倫理学の動向について簡単に述べた後で、このようなセンセンの解釈についての評価を述べてみたい。

4. センセンの理解の評価

以上でみたようなセンセンのカント解釈は、メタ倫理学における道徳的価値の(非-自然的)実在論と非実在論の論争と並行するものである。前者の代表はムーアであり、善という非自然的価値は実在し、直観の対象だということになる。一方後者の立場は現在ではギバート(A.Gibbard)らの表出主義と結びついている。またブラックバーン(S.Blackburn)のように投影説をとることによって、厳密には非実在論であるものの実質的には実在論とあまりかわらないような規範的主張を導く準実在論という立場もある。

センセンの「人には尊厳という価値があるからその人を尊重するべきなのではなく、人を尊重するべきだから、その人が尊厳という価値を有すると見なされる」という立場では、尊厳概念を他者を尊重する態度の表出として理解することができる。ただし、センセン自身は必ずしも非実在論の側にコミットしているとは明言していない。むしろこのように尊厳概念を理解するのであれば、この論争にコミットしなくてもよい、と考えているように思われる。

またこのようなセンセンの尊厳概念に関する議論は、ロールズ以降の「カント的構成主義」という潮流の中でのカント倫理学理解、特に道徳的規範に関する構成主義(constructivism)の評価と関わっている。ロールズの「カント的構成主義」(1980)論文以降の構成主義的カント解釈を一言でまとめてしまうと、道徳的規範を自然法的に、あるいは実在論的に理解するのではなく、また道徳的規範をヒュームのな黙約 convention として理解するのでもなく、道徳的規範は格率を通じて形成されると考える立場である。また契約論的なカント理解(Parfit の *On What Matters* など)もこの潮流の中で理解できる¹¹。ロールズの「弟子筋」にあたるカント研究者の多く(Hill, Korsgaard, B. Harman, O'Neil)やハーバーマスは、このような構成主義的解釈を行っている。それに対してウッド(A. Wood)、アメリクス(K. Ameriks)、ガイヤー(P. Guyer)、ラングトン(R. Langton)等は実在論の側に位置づけることができる¹²。

11 パーフィットのカント理解については蔵田2017で論じた。

12 この対立図式についてはFormosaのp.38を参考にした。

ただしセンセン自身は定言命法はア・プリオリなものだと考えているようなので、構成主義であるとは言えず、道徳法については構成主義でも、実在論でもない「超越論的構築主義」transcendental constitutionismをとっている（Sensen 2013 pp.65-6）。これは構成主義のように道徳性を構成された「産物」とは考えない、という点では実在論と同じだが、人間理性の必然的な指導原理から独立した道徳的実在は認めない、という点では道徳的実在論とは異なるという立場である。

なおこのような議論は道徳性と道徳的規範に関するものであり、尊厳概念に関するものではない。尊厳概念に関する議論の中では、構成主義者であるヒルもコースガードも、実在論の側のウッドやガイヤーもセンセンによって現代的パラダイムの枠に入れられている。

センセンに対する批判としては以下のようなことが考えられる¹³。

一般に、尊厳という価値が個々人の中に実在するのは当然の事実として前提されている。そのような記述がカントのテキストにないという事実は、「カントがそう考えていない」ことの理由にはならない。言わばセンセンは字面の解釈に終始しているのであって、カント倫理学の本質的な部分を理解していないのではないかという批判が考えられる。

また自律と義務の概念を重視し、さらに「道徳性」とは「意志の自律」であると考え、道徳的・自律的な人には「実現された形での尊厳」があると考えれば、そのような道徳的・自律的な人には「内在的価値としての尊厳」があると考えてよいのではないだろうか。そして「他者を尊重せよ」という規範の根拠は目的自体である人間性と他者に内在する価値だと考えてよいのではないだろうか。理性の命令の規範性の根拠を、目的自体としての他者のうちに、あるいは人間性のうちに求めることを拒むのであれば、それはどこにあることになるのだろうか。

仮に行為の道徳的価値や道徳的規範についての構成主義が成立するとしても、「人間の尊厳」という価値についても構成主義をとることは困難だと筆者は考えている。そもそも「他者を尊重せよ」という形式的規範の根拠は、目的自体である人間性をそのうちに含む他者の存在そのもののだと言ってよいだろう。尊厳がそのような価値であるなら、尊厳という価値は単なる関係性を示す価値でも構成される価値でもない。

またセンセンが道徳性について超越論的構築主義を考えるのと同様に、「人間の尊厳」に関する超越論的構築主義を考えることも可能であろう。「人間の尊厳」概念をア・プリオリな概念と考えて、われわれの道徳的思考と道徳的言語の成立にとって不可欠なものと考えてすることもできる。そして「人間の尊厳」を守るように行為することで、「人間の尊厳」という価値を構築することができる。たとえセンセンの言うように、カントにとって尊厳が「価値」ではないとしても、それが「ない」ということにはならない。「人間の尊厳」という価値は、われわれの道徳的思考や道徳的言語の体系にとって不可欠のものであり、そのような意味では、道徳的思考のための超越論的制約だということができる。「人間の尊厳」という価値の実在性についても、カテゴリーの超越論的演繹と同様の論証を考えることができるだろう。このことについては稿を改めて論じたい。

13 センセンはSensen2015でこういった批判のいくつかに答えている。

*カントからの引用はすべてGrundlegung zur Metaphysik der Sittenからであり、引用箇所についてはアカデミー版の巻数をローマ数字で、さらにページ数を示してある。またカントからの引用はすべて著者自身の訳による。

[謝辞]本稿は2019年11月23日に開催された日本カント協会大会のシンポジウム「カントと尊厳の復権」における発表をもとにしている。発表準備にあたり平出喜代恵氏からは氏との議論を通じてセンセンの理解について多くの示唆を得ることができた。本シンポジウムの準備の段階で宇佐美公生氏、中澤武氏の両氏からもセンセンの解釈についての示唆を得ることができた。記して謝意を表したい。また中村信隆氏をはじめ、シンポジウムの当日に意見・質問をいただいた方々にも謝意を表したい。

文献

- ・ Allison, Henry E., *Kant's Groundwork for the Metaphysics of Morals: A Commentary*, Oxford University Press, 2011
- ・ Birnbacher, Dieter, "Ambiguities in the concept of Menschenwuerde", In: Bayertz K (ed), *Sanctity of life and human dignity*, Kluwer Academic, 1996, pp.107-121
- ・ Cholbi, Michael, *Understanding Kant's Ethics*, Cambridge University Press, 2016
- ・ Formosa, Paul, *Kantian Ethics, Dignity and Perfection*, Cambridge University Press, 2017
- ・ Hill, Jr, E. Thomas, *Dignity and Practical Reason in Kant's Moral Theory*, Cornell University Press, 1992
- ・ Kurata, Nobuo, "Guardians of Responsibility: Human Embryo Research and the Question of Human Dignity", in A. Perry and C. D. Herrera (eds), *New Perspectives in Japanese Bioethics*, Cambridge Scholars Publishing, 2015, pp.43-51
- ・ Rawls, John, "Kantian Constructivism in Moral Theory" (1980) in S. Freeman (ed), *John Rawls, Collected Papers*, Harvard University Press 1999, pp.303-358
- ・ Sensen, Oliver, *Kant on Human Dignity*, De Gruyter 2011
- ・ Sensen, Oliver, "Kant's Constructivism" in Bagnoli, Carla (ed), *Constructivism in Ethics*, Cambridge University Press 2013, pp.63-81
- ・ Sensen, Oliver, "Kant on Human Dignity reconsidered", *Kant-Studien* 2015; 106(1): pp.107-129
- ・ Sensen, Oliver, "Dignity: Kant's Revolutionary Conception" in R. Debes (ed.): *Dignity*, Oxford University Press, 2017
- ・ Timmons, Mark, *Significance and System: Essays on Kant's Ethics*, Oxford University Press 2017
- ・ Timmons, Mark & Baiasu, Sorin(eds), *Kant and Practical Justification: Interpretive Essays*, Oxford University Press 2013
- ・ Pavao, Aguinaldo & Faggion Andrea, "Kant For and Against Human Rights" in A. Faggion et al. (eds.), *Kant and Social Policies*, Palgrave 2016
DOI 10.1007/978-3-319-42658-7_3
- 蔵田伸雄1999「尊厳と目的自体—カント『道徳形而上学の基礎づけ』における二つの道徳的価値—」
『論集』第九号(三重大学人文学部 哲学・思想学系 教育学部 哲学・倫理学教室) 1999年 109～122頁
- 蔵田伸雄2002「尊厳という価値について—人間と胚と胎児の価値—」『理想』第668号(理想社) 2002年 51～59頁
- 蔵田伸雄2003「人の胚と人間の尊厳—人ES細胞研究の問題を中心に—」
『生命倫理』第14号(日本生命倫理学会) 2003年 20～27頁
- 蔵田伸雄2004「人間の尊厳を守る責任—カントとヒト胚の議論—」
『日本カント研究5 カントと責任論』(日本カント協会編・理想社) 2004年 7～21頁
- 蔵田伸雄2005「カントと人間の尊厳の根拠—人間性と意志の自律—」

- 『哲学年報』第52号(北海道哲学会) 2005年 31~44頁
- 蔵田伸雄2017「同じ山に異なる側から登る—パーフィットの定言命法理解をめぐって」
『日本カント研究』No.18(日本カント協会編)知泉書館 2017年 73~88頁
- 蔵田伸雄2018「カント倫理学と生命倫理 「人間の尊厳」という価値」
牧野英二編『新・カント読本』法政大学出版局 2018年 267~278頁
- 中村信隆「カント倫理学において尊厳の概念は重要な役割を担うのか——O・ゼンセンによるカント解釈の検討を通して」『日本カント研究』No.19 2018年 138~152頁
- 平出喜代恵「カントにおける人間の尊厳と人間性の尊厳」『日本カント研究』No.19 2018年 153~169頁